

医療機関・調剤薬局 各位

公害医療費における「オンライン資格確認」の取扱いについて

日ごろより、江戸川区の公害健康被害の認定患者に対し特段のご配慮を賜りありがとうございます。

さて、令和6年度の診療報酬改定により、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」が廃止され、標記について新たな加算が導入されました。

新たな加算についても医療情報・システム基盤整備体制充実加算と同様に、公害診療／調剤／訪問看護報酬請求は健康保険法第3条第13項に定める「電子資格確認」の対象外となるため、算定することはできません。

つきましてはレセプト作成の際、以下の加算は含まず請求いただきますようお願いいたします。

公害診療／調剤／訪問看護報酬請求の対象とならない加算

医 科：医療情報取得加算1～4

医療DX推進体制整備加算

在宅医療DX情報活用加算

調 剤：医療情報取得加算1、2

医療DX推進体制整備加算

訪問看護：訪問看護医療DX情報活用加算

江戸川区役所 福祉部障害者福祉課医療給付係
電話 03 - 5662 - 1414